

**【新設】（短期売買商品等の時価評価金額に関する書類の保存）**

**2-3-70** 令第118条の8第2項《短期売買商品等の時価評価金額》の規定の適用については、2-3-34《売買目的有価証券の時価評価金額に関する書類の保存》の取扱いを準用する。

**【解説】**

- 1 本通達は、短期売買商品等の時価評価金額の算定における最終の売買の価格等がない場合において、その時価評価金額を合理的な方法により計算した金額によることとしたときの保存書類の範囲について明らかにするものである。
- 2 時価算定会計基準の制定前においては、トレーディング目的で保有する棚卸資産に付すべき時価は市場価格とされ、公表されている取引価格の終値及び気配値のいずれもない場合には、直近において公表された終値又は気配値とすることとされていたが（旧棚卸資産会計基準61、旧金融商品会計基準6、旧金融商品実務指針60）、時価算定会計基準においては、金融商品等の時価はインプットと評価技法を用いて算定することとされており、時価の算定に当たっては、状況に応じて、十分なデータが利用できる評価技法を用いることとされ、評価技法を用いるに当たっては、関連性のある観察可能なインプットを最大限利用し、観察できないインプットの利用を最小限にすることとされ（時価算定会計基準8）、旧金融商品会計基準等から時価の算定に関する定めは削除されることとなった。
- 3 この見直しを受けて、令和2年度の税制改正において、短期売買商品等の時価評価金額について価格公表者によって公表された事業年度終了の日における最終の売買の価格及び最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、その短期売買商品等の当該事業年度終了の日における売買の価格に相当する金額として同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該事業年度終了の日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格を基礎とした合理的な方法により計算した金額とされるとともに（令118の8①一）、その合理的な方法によったときは、その方法を採用した理由及びその方法による計算の基礎とした事項を記載した書類を保存しなければならないこととされた（令118の8②）。
- 4 ところで、市場暗号資産（法61②、令118の8①）以外の短期売買商品等について事業年度終了の日における公表価格がない場合の直近の公表価格を基礎とした合理的な方法により計算した金額の算定であるが、時価算定会計基準では、直近の公表価格はレベル1のインプットであり、活発な市場における相場価格が時価の算定日時点の時価を表さない場合にはレベル1のインプットに対する調整をすることが認められており（時価算定適用指針11(2)）、このレベル1のインプットに対する調整はここでいう合理的な方法に該当すると考えられる。具体的には、類似銘柄の相場価格、ボラティリティ又は市場動向等をインプットとして、マーケット・アプローチ等の評価技法を用いるなど時価算定会計基準において認められている算

定方法により算定することになるのであるが、時価算定会計基準では、この具体的な調整方法を明らかにしていない。そのため、どのような調整が行われたのか、その算定プロセスが明らかになることが必要不可欠である。したがって、法令で求められている保存書類とは、評価の方針、評価技法の選択に係る検討状況や意思決定を示す書類及びインプットの調整内容について記載された書類など、算定プロセスを明らかにできるものがこれに該当する。

なお、このことは、売買目的有価証券の時価評価金額に関する保存書類と同様であることから、本通達では、法人税基本通達 2-3-34《売買目的有価証券の時価評価金額に関する書類の保存》の取扱いを準用することを明らかにしている。その詳細については、同通達の定め及び【解説】を参照されたい。

5 連結納税制度においても、同様の通達（連基通 2-3-66）を定めている。